

## 社 会 保 障

問題 49 日本の医療保険制度と介護保険制度などの歴史的展開に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 第二次世界大戦後の1954年(昭和29年)に、健康保険制度が創設された。
- 2 1961年(昭和36年)に達成された国民皆保険により、各種の医療保険制度は国民健康保険制度に統合された。
- 3 1973年(昭和48年)に、国の制度として老人医療費の無料化が行われた。
- 4 1982年(昭和57年)に制定された老人保健法により、高額療養費制度が創設された。
- 5 2000年(平成12年)に、介護保険制度と後期高齢者医療制度が同時に創設された。

問題 50 「平成30年度社会保障費用統計」(国立社会保障・人口問題研究所)による2018年度(平成30年度)の社会保障給付費等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 社会保障給付費の対国内総生産比は、40%を超過している。
- 2 国民一人当たりの社会保障給付費は、150万円を超過している。
- 3 部門別(「医療」, 「年金」, 「福祉その他」)の社会保障給付費の構成割合をみると、「年金」が70%を超過している。
- 4 機能別(「高齢」, 「保健医療」, 「家族」, 「失業」など)の社会保障給付費の構成割合をみると、「高齢」の方が「家族」よりも高い。
- 5 社会保障財源をみると、公費負担の内訳は国より地方自治体の方が多い。

問題 51 社会保険と公的扶助に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 社会保険は特定の保険事故に対して給付を行い、公的扶助は貧困の原因を問わず、困窮の程度に応じた給付が行われる。
- 2 社会保険は原則として金銭給付により行われ、公的扶助は原則として現物給付により行われる。
- 3 社会保険は救貧的機能を果たし、公的扶助は防貧的機能を果たす。
- 4 社会保険は事前に保険料の拠出を要するのに対し、公的扶助は所得税の納付歴を要する。
- 5 公的扶助は社会保険よりも給付の権利性が強く、その受給にスティグマが伴わない点が長所とされる。

問題 52 日本の社会保険の費用負担に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 健康保険組合の療養の給付に要する費用には、国庫負担がある。
- 2 患者の一部負担金以外の後期高齢者医療の療養の給付に要する費用は、後期高齢者の保険料と公費の二つで賄われている。
- 3 老齢基礎年金の給付に要する費用は、その4割が国庫負担で賄われている。
- 4 介護保険の給付に要する費用は、65歳以上の者が支払う保険料と公費の二つで賄われている。
- 5 雇用保険の育児休業給付金及び介護休業給付金の支給に要する費用には、国庫負担がある。

問題 53 雇用保険法に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 基本手当は、自己の都合により退職した場合には受給できない。
- 2 保険者は、都道府県である。
- 3 近年の法改正により、育児休業給付は、失業等給付から独立した給付として位置づけられた。
- 4 雇用調整助成金は、労働者に対して支給される。
- 5 雇用安定事業・能力開発事業の費用は、事業主と労働者で折半して負担する。

問題 54 事例を読んで、ひとり親世帯などの社会保障制度に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

大学生のEさん(22歳)は、半年前に父親を亡くし、母親(50歳)と二人暮らしである。母親は就労しており、健康保険の被保険者で、Eさんはその被扶養者である。Eさんは、週末に10時間アルバイトをしているが、平日の通学途上で交通事故に遭い、大ケガをした。

- 1 Eさんの母親の前年の所得が一定額以上の場合、Eさんは国民年金の学生納付特例制度を利用できない。
- 2 Eさんがアルバイト先を解雇されても、雇用保険の求職者給付は受給できない。
- 3 Eさんの母親は、収入のいかんにかかわらず、遺族基礎年金を受給できる。
- 4 Eさんがケガの治療のため、アルバイト先を休み、賃金が支払われなかった場合、労働者災害補償保険の休業給付が受けられる。
- 5 Eさんは、母親の健康保険から傷病手当金を受給できる。

問題 55 公的年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 厚生年金保険の被保険者は、老齢厚生年金の受給を開始したとき、その被保険者資格を喪失する。
- 2 20歳未満の者は、厚生年金保険の被保険者となることができない。
- 3 被用者は、国民年金の第一号被保険者となることができない。
- 4 厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者であっても、学生である間は、国民年金の第三号被保険者となることができない。
- 5 国民年金の第三号被保険者は、日本国内に住所を有する者や、日本国内に生活の基礎があると認められる者であること等を要件とする。